

12.雇用保険における終了後手当の支給対象となる者の確認（処置済）

厚生労働本省

32億8724万円（背景金額）

制度の概要

- ✓ 雇用失業情勢等により、**雇用保険**における所定給付日数分の基本手当では十分な保護に欠ける場合があるため、**訓練延長給付等の給付日数を延長する制度**が設けられている
- ✓ **訓練延長給付**は、安定所長の指示により訓練を受ける受給資格者に対して、支給するもので「**訓練を受けるために待期している期間に係る給付**」、「**訓練を受けている期間に係る給付**」、「**訓練を受け終わった後の一定の期間に係る給付**」がある
- ✓ **終了後手当**は、「**訓練を受け終わった後の一定の期間に係る給付**」であり、訓練を受け終わった受給資格者（訓練終了者）のうち、**訓練を受け終わってもなお就職が相当程度に困難であると安定所長により認められた者（相当程度就職困難者）**に対して、訓練終了日の翌日から30日を限度として、所定給付日数を超えて**基本手当を支給**
- ✓ **終了後手当**は、支給対象を真に支援が必要な者に絞り込む必要があるとして、**平成15年に支給要件の見直しのための法改正（15年法改正）**が行われ、**相当程度就職困難者**に支給されることとなっている

検査の結果

- ✓ 訓練延長給付の初回受給者数に対する終了後手当の初回受給者数の割合（**終了後手当支給割合**）を**労働局別にみたところ**、0%から45.9%までと大きく異なり、**36労働局**においては**3.3%以下**、**11労働局**においては**29.9%から45.9%**
- ✓ 安定所において、終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、**訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかの確認内容が区々**
- ✓ **終了後手当等に関する細則を定めた取扱要領**について、15年法改正前の支給対象に対応した内容のままとなっていて、**訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件は定められていない**
- ✓ 訓練終了者間の**公平性が確保されていない**

当局の処置

- ✓ 厚生労働本省は、**令和2年8月に取扱要領を改正**して、**訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を定めた**
- ✓ **同月以降**に訓練の受講終了を迎える者から**適用**

12.雇用保険における終了後手当の支給対象となる者の確認（処置済）

厚生労働本省

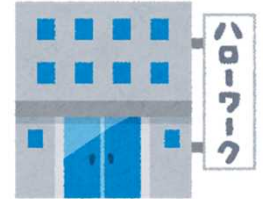
32億8724万円（背景金額）

訓練延長給付

- ・「訓練を受けるために待期している期間に係る給付」
- ・「訓練を受けている期間に係る給付」
- ・「**訓練を受け終わった後の一定の期間に係る給付**」：**終了後手当**

労働局別の終了後手当支給割合 = 終了後手当初回受給者数 / 訓練延長給付初回受給者数

36労働局：3.3%以下	(全国47都道府県労働局)	11労働局：29.9%~45.9%
36労働局管内等312安定所		11労働局管内122安定所



雇用失業情勢が良好であることなどから、原則として訓練終了者は**相当程度就職困難者に該当しない**と判断



求人へ複数回応募するなど求職活動の状況等を踏まえ、**特に援助を行う必要がある者に限って**、訓練終了者が**相当程度就職困難者に該当すると判断**



訓練終了日において**就職が決まっていないこと**などのみをもって、訓練終了者が**相当程度就職困難者に該当すると判断**



終了後手当の支給決定を受けた訓練終了者から**無作為に抽出した4,978人**
→訓練終了日までの4週間に求人へ複数回応募するなどしていることが確認できた者は**789人**

終了後手当は、15年法改正において**支給対象を相当程度就職困難者とする見直し**が行われた

→取扱要領は、15年法改正前のままとなっていて、**訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件については定められていなかった**

厚生労働省

❗ **訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかを判断する際の確認内容が区々となっていた事態は、訓練終了者間の公平性が確保されていないことから適切ではない**

厚生労働本省は、令和2年8月に**取扱要領を改正**して、訓練終了日までの4週間において受講した訓練に係る職種の求人に対する応募実績が複数回あることなど、**訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を定めて、同月以降に訓練の受講終了を迎える者から適用**するなど